

事務連絡
令和2年5月20日

各補助対象事業所・施設等管理者様

神奈川県福祉子どもみらい局福祉部高齢福祉課長

新型コロナウイルス感染症に係る介護サービス事業所等に対する
サービス継続支援事業費補助金の交付希望の把握について

本県の高齢者福祉行政の推進につきましては、日頃からご協力いただき厚くお礼申し上げます。

さて、標記国庫補助金については、国の令和2年度補正予算案に計上されることとなりました。ついては、県としても予算（案）を検討するに当たり、当該事業の活用意向のある事業所数を把握したいと考えます。お時間のない中恐縮ですが、補助金の交付を希望される事業所・施設におきましては、次のとおり県高齢福祉課にご連絡くださるようお願いします。

1 県への連絡

5月22日（金）12時までに、事業の活用を検討する場合は、「事業所名」「介護保険事業所番号」「事業所・施設種別」と事業の活用意向がある旨を県高齢福祉課まで電話又は電子メールで連絡してください（金額が未確定でも可）。

2 補助対象事業所及び施設等（別紙1）

神奈川県内（政令指定都市及び中核市を除く）に所在する次の事業所等。

(1) 通所系サービス事業所

通所介護事業所、地域密着型通所介護事業所、療養通所介護事業所、認知症対応型通所介護事業所、通所リハビリテーション事業所、小規模多機能型居宅介護事業所及び看護小規模多機能型居宅介護事業所（通いサービスに限る）

(2) 短期入所系サービス事業所

短期入所生活介護事業所、短期入所療養介護事業所、小規模多機能型居宅介護事業所及び看護小規模多機能型居宅介護事業所（宿泊サービスに限る）並びに認知症対応型共同生活介護事業所（短期利用認知症対応型共同生活介護に限る）

(3) 介護施設等

介護老人福祉施設、地域密着型介護老人福祉施設、介護老人保健施設、介護医療院、介護療養型医療施設、認知症対応型共同生活介護事業所（短期利用認知症対応型共同生活介護を除く）、養護老人ホーム、軽費老人ホーム、有料老人ホーム及びサービス付き高齢者向け住宅

(4) 訪問系サービス事業所

訪問介護事業所、訪問入浴介護事業所、訪問看護事業所、訪問リハビリテーション事業所、定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所、夜間対応型訪問介護事業所、小

規模多機能型居宅介護事業所及び看護小規模多機能型居宅介護事業所（訪問サービスに限る）並びに居宅介護支援事業所、福祉用具貸与事業所及び居宅療養管理指導事業所

※ 介護予防・日常生活支援総合事業（指定サービス・介護予防ケアマネジメント）を実施する事業所も対象となります。

3 補助対象経費（別紙2）

令和2年1月15日以降の、通所系サービス事業所のサービス継続に係るかかり増し経費及び、介護サービス事業所等での新型コロナウイルス感染者又は濃厚接触者に対するサービス提供に係るかかり増し経費。

なお、介護施設等における新型コロナウイルス感染防止対策支援事業費補助金等の他の補助金や介護報酬で措置されているものは、本事業の対象とはなりません。

(1) 介護サービス事業所等におけるサービス継続支援事業

- 介護サービス事業所・介護施設等のサービス継続に必要な費用
- 通所系サービス事業所が人数制限して行うサービス実施に係る費用
- 通所系サービス事業所及び短期入所系サービス事業所が事業所外の代替の場所にて行うサービス実施に係る費用
- 通所系サービス事業所（小規模多機能型居宅介護事業所及び看護小規模多機能型居宅介護事業所（通いサービスに限る）を除く）による訪問サービス実施に係る費用

(2) 介護サービス事業所等との連携支援事業

- 利用者受入に係る連絡調整費用、職員確保費用
- 職員の応援派遣に係る費用

※いわゆる「危険手当」を含みます。

※上限額は、要綱別添の基準単価を参照してください。

4 要綱等掲載場所

【掲載場所】

介護情報サービスかながわ

→ 書式ライブラリー

→ 11. 安全衛生管理・事故関連・防災対策

→ 新型コロナウイルス感染症にかかる情報

<http://www.rakuraku.or.jp/kaigo2/60/lib-list.asp?id=1039&topid=22>

問合せ先・連絡先

電話

福祉施設グループ (045)210-4851

保健・居住施設グループ (045)210-4856

在宅サービスグループ (045)210-4824

電子メール

zaitaku-shidou.d3bx@pref.kanagawa.jp

対象事業所

		(1) 介護サービス事業所等におけるサービス継続支援事業	(2) 介護サービス事業所等との連携支援事業			
助成対象		①休業要請を受けた事業所 ②利用者又は職員に感染者が発生した事業所・施設等 ③濃厚接触者に対応した訪問系、短期入所系、入所施設・居住系サービス事業所	通所系サービス事業所が、訪問によりできる限りのサービスを提供した場合			
事業所・施設等の種別						
通所系	1	通所介護事業所	○	○	○	
	2	地域密着型通所介護事業所(療養通所介護事業所を含む)	○	○	○	
	3	認知症対応型通所介護事業所	○	○	○	
	4	通所リハビリテーション事業所	○	○	○	
入所系	短期	5	短期入所生活介護事業所、短期入所療養介護事業所	○	-	○
訪問系	6	訪問介護事業所	○	-	○	
	7	訪問入浴介護事業所	○	-	○	
	8	訪問看護事業所	○	-	○	
	9	訪問リハビリテーション事業所	○	-	○	
	10	定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所	○	-	○	
	11	夜間対応型訪問介護事業所	○	-	○	
	12	居宅介護支援事業所	○	-	○	
	13	福祉用具貸与事業所	-	-	○	
多機能型	14	居宅療養管理指導事業所	○	-	○	
	15	小規模多機能型居宅介護事業所	○	-	○	
入所施設・居住系	16	看護小規模多機能型居宅介護事業所	○	-	○	
	17	介護老人福祉施設	○	-	○	
	18	地域密着型介護老人福祉施設	○	-	○	
	19	介護老人保健施設	○	-	○	
	20	介護医療院	○	-	○	
	21	介護療養型医療施設	○	-	○	
	22	認知症対応型共同生活介護事業所	○	-	○	
	23	養護老人ホーム、軽費老人ホーム、有料老人ホーム、サービス付き高齢者向け住宅(定員30人以上)	○	-	○	
24	養護老人ホーム、軽費老人ホーム、有料老人ホーム、サービス付き高齢者向け住宅(定員29人以下)	○	-	○		

対象経費の例

1 介護サービス事業所等におけるサービス継続支援事業

(1) 介護サービス事業所・介護施設等のサービス継続に必要な取組 (対象経費の例)	
ア 事業所・施設等の消毒・清掃の費用	消毒液等の消耗品の購入【需用費】、消毒業者への委託【委託費】
イ マスク、手袋、体温計等衛生用品の購入費用	衛生用品、その他消耗品の購入【需用費】
ウ 事業継続に必要な人員確保のための費用	新たに採用した臨時職員への賃金【賃金】、職員への割増賃金の支給【給与】、職員への時間外や休日手当等の諸手当の支給【職員諸手当等】、職員への給与の上乗せ等に伴う社会保険料の増加分【共済費】、人材派遣業者や職業紹介業者への手数料、損害賠償保険への加入【役務費】
エ 連携先事業所等への利用者の引き継ぎ等で生じる費用	引き継ぎ時の連携先事業所への交通費【旅費】、引継書類の印刷費【需用費】
オ 送迎を少人数で実施する場合に追加で必要となる費用	送迎車のリース【賃借料】、送迎車の燃料費【需用費】
(2) 通所系サービス事業所が人数制限して行うサービス実施に係る取組	
カ 通所しない利用者宅を訪問して安否確認等を行うための費用	訪問する職員への交通費【旅費】、訪問用の自転車の購入【備品購入費】
キ ICTを活用して、通所しない利用者の安否確認を行うための費用	ICT 機器の購入【備品購入費】、ICT 機器のリース【賃借料】
(3) 通所系サービス事業所及び短期入所系サービス事業所による事業所外の代替の場所におけるサービス提供	
ク 代替の場所におけるサービス提供を行うための費用	代替場所の賃料【賃借料】、代替場所で使用する消耗品の購入【需用費】
ケ 職員の交通費、利用者の送迎に係る費用	代替場所への送迎のための臨時職員の賃金【賃金】、職員の交通費【旅費】
(4) 通所系サービス事業所による訪問サービスの実施	
コ 訪問サービス実施に必要な人員確保のための費用	(上記ウに準ずる)
サ 訪問介護事業所の訪問介護員等による同行指導に係る費用	連携先事業所から派遣された訪問介護員への謝金【報償費】
シ 通所しない利用者宅を訪問してサービス提供を行うための費用	(上記カに準ずる)
ス 訪問サービスの実施に伴う損害賠償保険の加入費用	損害賠償保険への加入【役務費】
セ マスク、手袋、体温計等衛生用品の購入費用	(上記イに準ずる)

2 介護サービス事業所等との連携支援事業

(1) 利用者受入に係る連絡調整、職員確保 (対象経費の例)	
ア 追加で必要な人員確保のための費用	(上記 1(1)ウに準ずる)
イ 利用者の引き継ぎ等で生じる費用	(上記 1(1)エに準ずる)
(2) 職員の応援派遣	
ウ 職員を応援派遣するために必要な費用	(上記 1(1)ウに準ずる)